

令和6年度 介護保険料のお知らせ

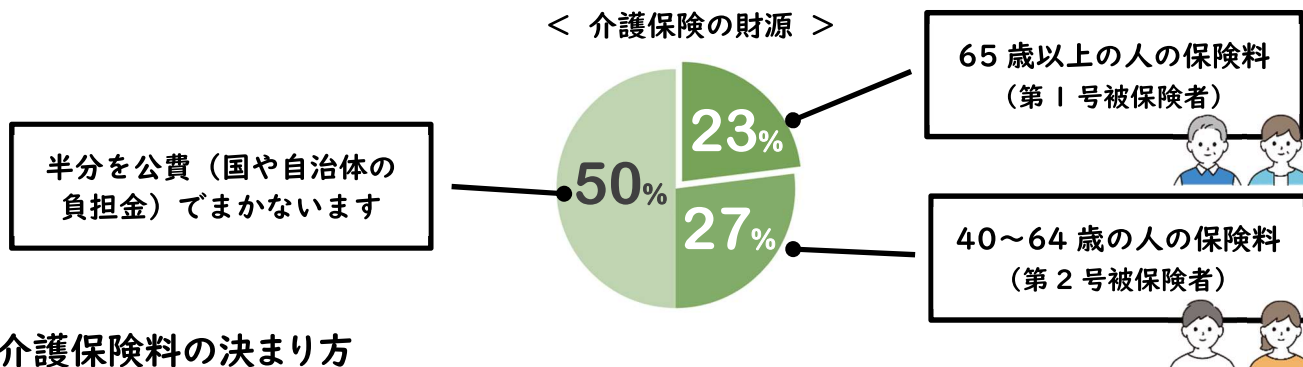
代理
納付

代理納付対象者の方へ、令和6年度の介護保険料年額をお知らせします。
介護保険料は生活支援課が代理納付するため、ご自身で納付する必要はありません。

保険料の決まり方 ～介護保険事業の大切な財源です～

●介護保険の財源

介護保険の財源は半分が「公費(国や自治体の負担金)」、残り半分は40歳以上の方が納める「保険料」から成り立っています。介護保険を健全に運営していくために、保険料の納付にご協力をお願いします。



●介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、市で令和6～8年度の3年間に必要な介護サービスの総費用(推計)から算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて決定されます。

< 基準額の算出方法 >

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{令和6～8年度に} \\ \text{市で必要な介護} \\ \text{サービスの総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険者の} \\ \text{負担割合 23\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6～8年度の} \\ \text{第1号被保険者} \\ \text{の延人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6～8年度} \\ \text{基準額} \\ \text{57,000円(年額)} \\ \hline \end{array}$$

介護保険料 Q&A

Q. 5月に65歳になりました。いつから保険料を納めればいいのですか？

A. 65歳の誕生日の前日の属する月の分から月割で算定した保険料を納めます。

5月1日生まれの場合 → 4月分から納めます

5月2日生まれの場合 → 5月分から納めます

【例】5月2日生まれの人で第1段階の場合

→年額 14,880円※(年額 16,240円÷12月×11月)を9回に分けて納めます。※10円未満切り捨て

Q. 介護サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか？納めた保険料は返してもらえますか？

A. みなさんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づき高齢者を支える社会保険制度です。ご理解をお願いします。

なお、市では介護認定を受けていない人を対象に、一般介護予防事業を実施しています。詳しくはお住まいの各地域包括支援センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

宗像市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係 (宗像市役所北館1階 17番窓口)

☎0940-36-4877